

馬淵川水系河川整備計画
(指定区間:八戸圏域)

変更

素案

説明資料

平成20年3月16日

青 森 県

1. 計画の基本的考え方

No.1

1.1 計画の主旨

「馬淵川水系河川整備計画(指定区間:八戸圏域)」(以下、本計画)は、河川法の三つの目的が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成19年7月に策定された「馬淵川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画を定めるものです。

【河川法の三つの目的】

- 1) 洪水、高潮等による災害発生防止
- 2) 河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

本計画は、馬淵川水系の特性を踏まえ、安全で安心でき、うるおいのある美しい川づくりと、流域の風土と文化等を生かした河川整備を目的としています。

1. 計画の基本的考え方

No.2

1.2 計画の基本理念

安全で安心が
持続できる川づくり

河川整備基本方針で定めた目標に向け、必要な治水対策を総合的に展開し、洪水、内水被害、地震などさまざまな災害から沿川地域住民の生命と財産を守り、将来にわたって人々が安心して暮らせる安全な馬淵川の実現を目指します。

また、地域の安全と安心が持続できるよう、流域の自然的、社会的特性を踏まえた継続的・効果的な河川の維持管理に努めます。

豊かな河川環境と
河川景観を次世代に
継承する川づくり

馬淵川の自然豊かな河川環境と河川景観を次の世代に引き継ぐため、連携と協働のもと流域一体となった河川環境の保全、再生、創出を目指します。

また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境に係わる計画などとの調整を図りつつ、適正な整備・保全及び維持管理に努めます。

地域の個性と活力
歴史や文化が
実感できる川づくり

地域の魅力と活力を引き出すため、生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた馬淵川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、歴史、文化、環境の学習ができる場、地域住民の利活用などの整備、保全を目指します。

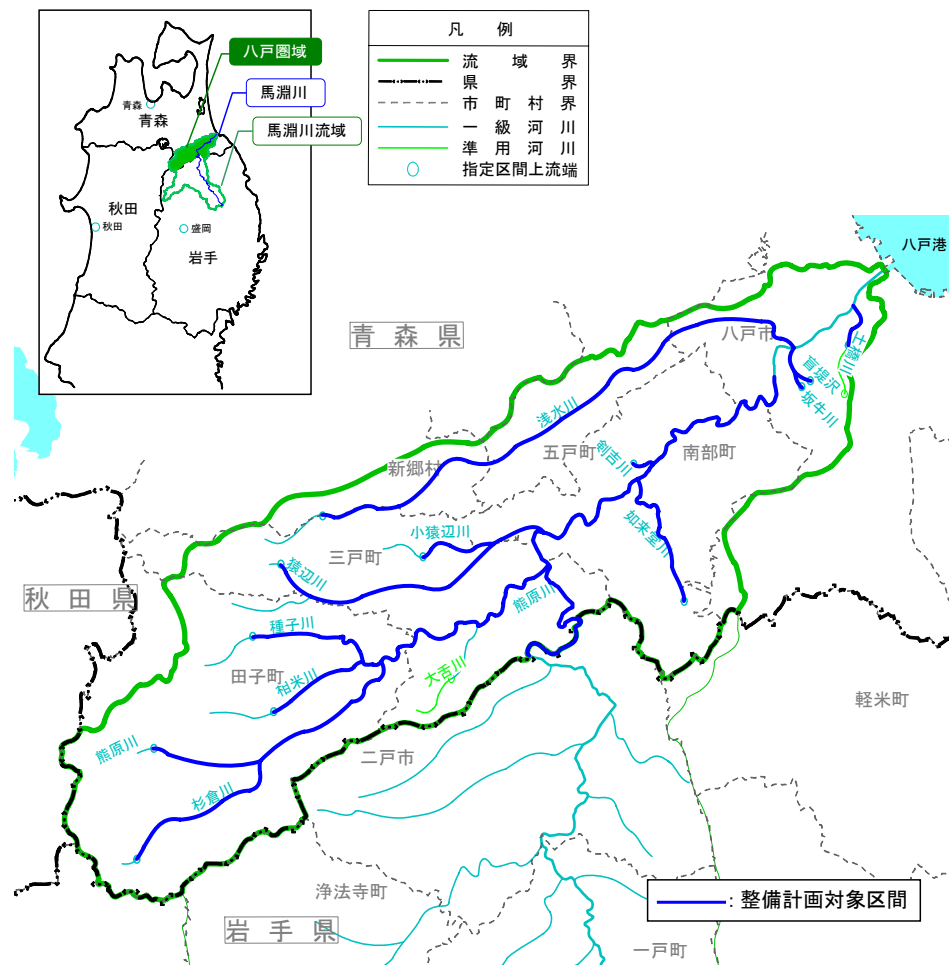
また、河川に関する情報について地域住民と幅広く共有されるよう、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育などの充実を図るとともに、住民参加による河川清掃、河川愛護活動などを推進します。

1. 計画の基本的考え方

1.3 計画対象区間

計画対象区間は、馬淵川水系のうち青森県知事が管理する区間とします。

河川名	区 域	指定区間延長 (km)
馬 淵 川	櫛引橋地点～指定区間上流端	31.7
土 橋 川	馬淵川合流点～指定区間上流端	3.2
坂 牛 川	馬淵川合流点～指定区間上流端	4.3
盲 堤 沢	坂牛川合流点～指定区間上流端	1.8
浅 水 川	馬淵川合流点～指定区間上流端	34.0
如 来 堂 川	馬淵川合流点～指定区間上流端	10.2
猿 辺 川	馬淵川合流点～指定区間上流端	23.7
小 猿 辺 川	猿辺川合流点～指定区間上流端	4.7
熊 原 川	馬淵川合流点～指定区間上流端	34.6
種 子 川	熊原川合流点～指定区間上流端	8.8
相 米 川	種子川合流点～指定区間上流端	6.4
杉 倉 川	熊原川合流点～指定区間上流端	10.7
剣 吉 川	馬淵川合流点～指定区間上流端	0.7



<計画対象区間位置図>

1.4 計画対象期間

本計画は、馬淵川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は概ね20年とします。

なお、本計画は、現時点の流域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定されたものです。そのため、策定後も、河川の整備状況・地域の社会状況・自然状況等の変化や新たな知見、技術の進歩等に伴い、必要に応じて適宜見直します。

2. 馬淵川の概要

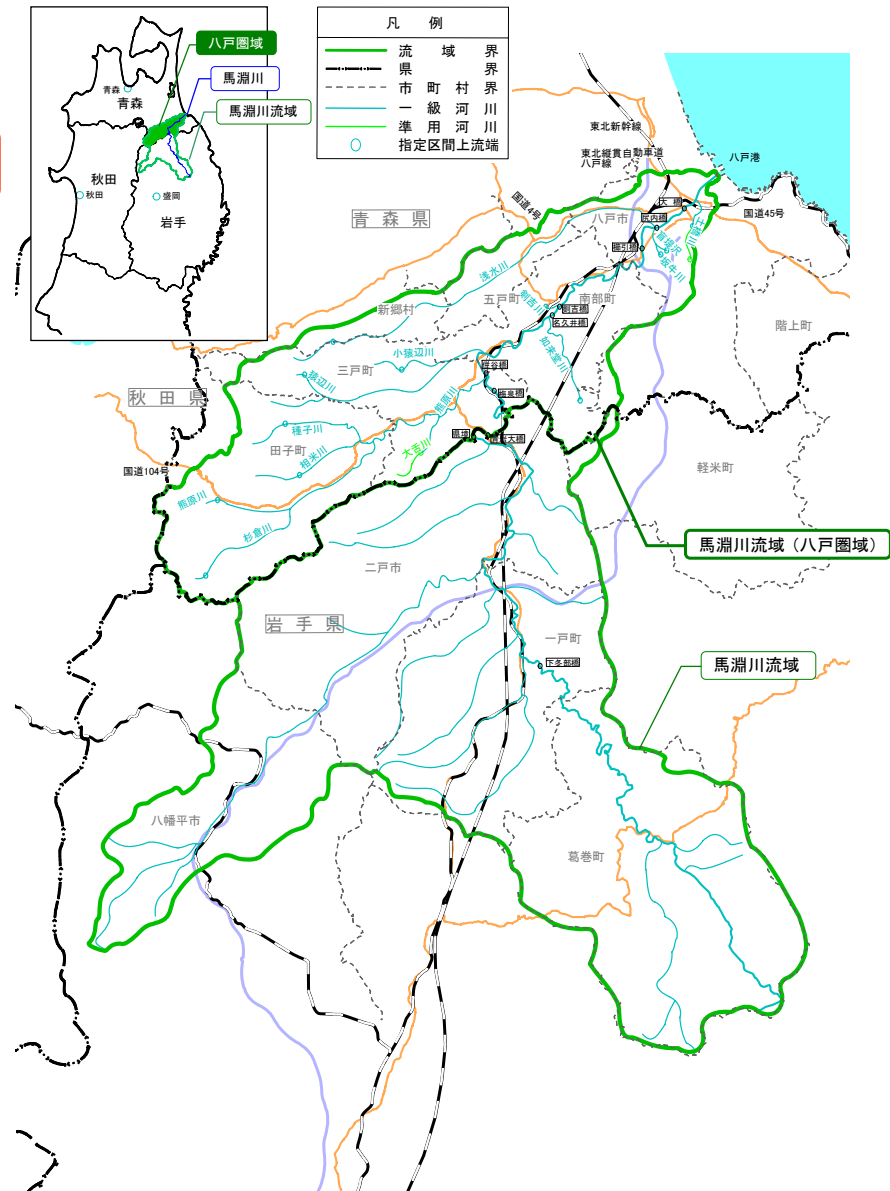
2.1 流域及び河川の概要

2.2 流域の自然環境及び圏域内の社会環境

- 2.2.1 流域の自然環境
- 2.2.2 圏域の社会環境
- 2.2.3 歴史・文化

<流域の諸元>

項目		諸元	備考
流路延長		142km	全国23位/東北4位
流域面積		2,050km ²	全国31位/東北7位
支川数		30	平成20年10月時点
流域内諸元	市町村	青森県	八戸市, 五戸町, 南部町, 三戸町, 田子町, 新郷村
		岩手県	二戸市, 八幡平市, 一戸町, 葛巻町, 軽米町
		合計	3市7町1村 (平成18年12月現在)
	流域内人口	約19万人	(H12河川現況調査)



2. 馬淵川の概要

2. 3 治水の現状と課題

2. 3. 1 主な洪水被害

戦後の代表洪水は昭和41年6月洪水、昭和61年8月、平成2年9月、平成11年10月洪水等です。近年においては、平成11年洪水をはじめとして、平成14年、平成16年、平成18年と毎年のように大規模な洪水被害が発生しています。



浅水川 八戸市三條目地内



剣吉川 名川町剣吉地内



馬淵川 馬淵川南部町虎渡地区



熊原川 熊原川三戸町川守田地区

2. 馬淵川の概要

2. 3 治水の現状と課題

2. 3. 2 治水の沿革

馬淵川は、明治43年に直轄河川に加えられ、昭和12年から改修工事に着手されました。昭和14年には、馬淵川河口を新井田川と分離する放水路事業が始まり、その工事は第二次大戦により中断しましたが、昭和22年8月洪水を契機に再開され、昭和30年に完成しています。この放水路事業によって、馬淵川と新井田川は完全に分離され、別水系となりました。

昭和42年の一級河川の指定に伴い、櫛引橋から河口までの10km区間が直轄管理下におかれることになり、翌昭和43年2月に剣吉地点の計画高水流量を2,700m³/sとする工事実施基本計画が策定され、その後、流域の社会的、経済的發展に鑑み平成3年に大橋地点において基本高水のピーク流量を3,500 m³/sとし、このうち上流ダム群及び遊水地により800 m³/sを調節して、計画高水流量を2,700 m³/sとする計画に改定されています。

平成9年には河川法が改正され、目的に「河川環境の整備と保全」が新たに加わり、「治水・利水・環境」の総合的な河川整備の推進を図ることとなりました。

改正河川法では、従来の工事実施基本計画で定めている内容を、河川整備の基本となるべき方針に関する事項(河川整備基本方針)と河川整備に関する事項(河川整備計画)に区分し、後者については、より具体的な川づくりが明らかになるようにするとともに、地域の意見を反映する手続きを新たに導入することとしました。

これを受け、馬淵川水系では、平成15年10月に青森県管理区間を対象とした『馬淵川水系(八戸圏域)河川整備計画』が、平成19年7月に馬淵川水系全体の将来像を示した『馬淵川水系河川整備基本方針』が策定されています。

【治水計画の変遷】

昭和10年 馬淵川改修計画 (計画高水流量 本川1,500m³/s 新井田川500 m³/s)

昭和14年 第1次改訂計画 (計画高水流量 本川1,500m³/s 新井田川500 m³/s)

※放水路開削により馬淵川と新井田川との完全分離する計画に変更

昭和15年 第2次改訂計画 (計画高水流量 本川2,250m³/s ※当初計画の1.5倍)

昭和23年 第3次改訂計画 (計画高水流量 本川2,700m³/s ※既定計画の1.2倍)

昭和43年 工事実施基本計画 (計画高水流量 剣吉地点2,700m³/s)

平成3年3月 工事実施基本計画 改定計画

(計画高水流量 大橋地点2,700m³/s、基本高水流量3,500m³/s)

平成15年10月 馬淵川水系(八戸圏域)河川整備計画

平成19年7月 馬淵川水系河川整備基本方針

(計画高水流量 大橋地点3,200m³/s、基本高水流量3,500m³/s)

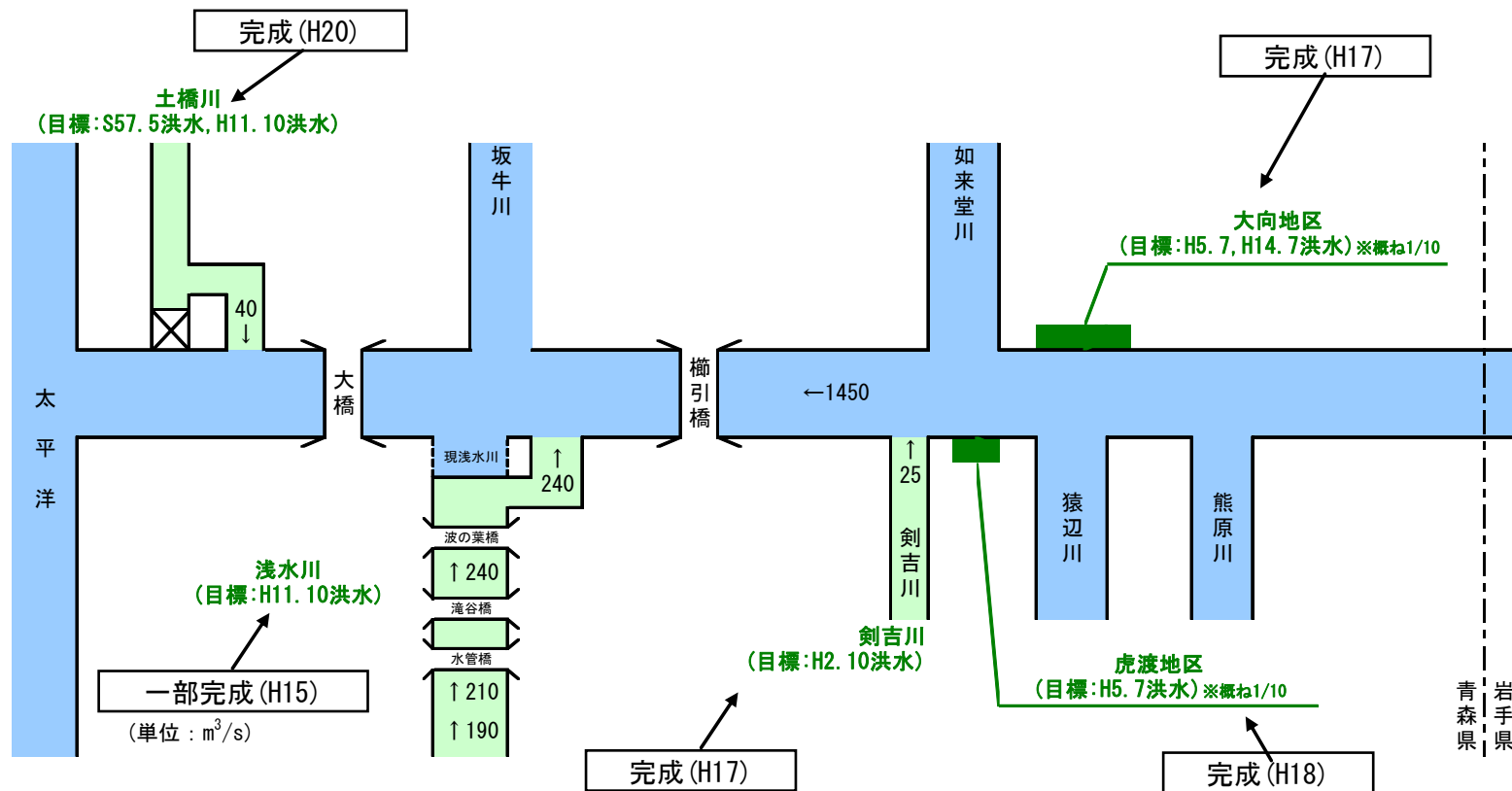
2. 馬淵川の概要

2. 3 治水の現状と課題

2. 3. 3 平成15年10月策定 馬淵川水系(八戸圏域)河川整備計画の実施状況

馬淵川本川では、昭和61年8月洪水、平成5年7月洪水、平成14年7月洪水により大きな浸水被害を受け、支川の土橋川や浅水川、剣吉川も毎年のように大きな被害を受けている状況にありました。

このような浸水被害を防止するため、平成15年10月に馬淵川水系(八戸圏域)河川整備計画が策定され、その実施により、馬淵川本川では宅地に対して概ね10年に1度発生する規模の洪水に対する安全度が確保され、支川については浅水川の一部を残しすべて工事が完了しています。

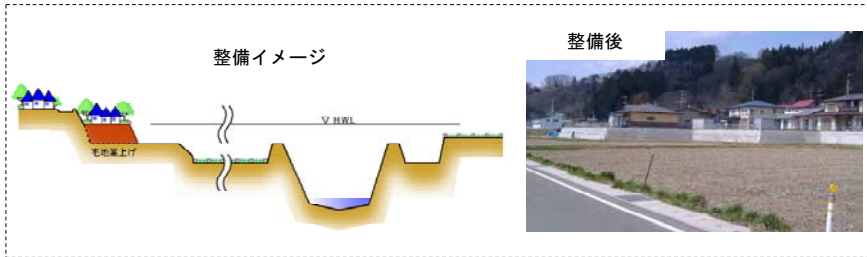


<H15.10策定 馬淵川水系(八戸圏域)河川整備計画の目標流量と実施状況>

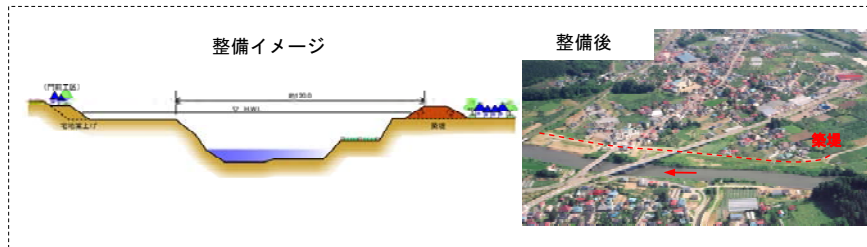
2. 馬淵川の概要

2.3 治水の現状と課題

2.3.3 平成15年10月策定 馬淵川水系(八戸圏域)河川整備計画の実施状況



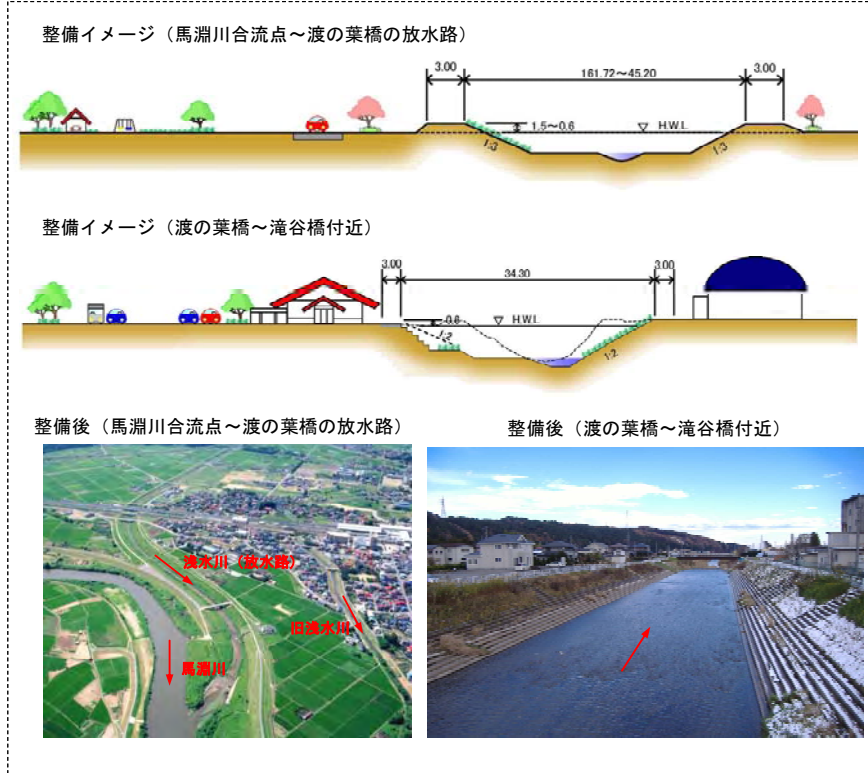
<馬淵川虎渡地区 平成18年完成>



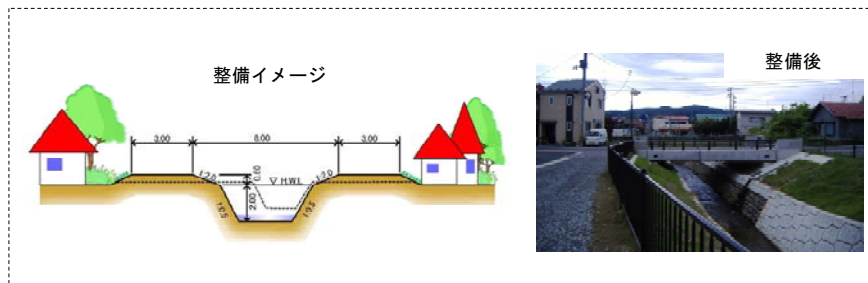
<馬淵川大向地区 平成17年完成>



<土橋川 平成20年完成>



<浅水川 平成15年完成>



<剣吉川 平成17年完成>

2. 馬淵川の概要

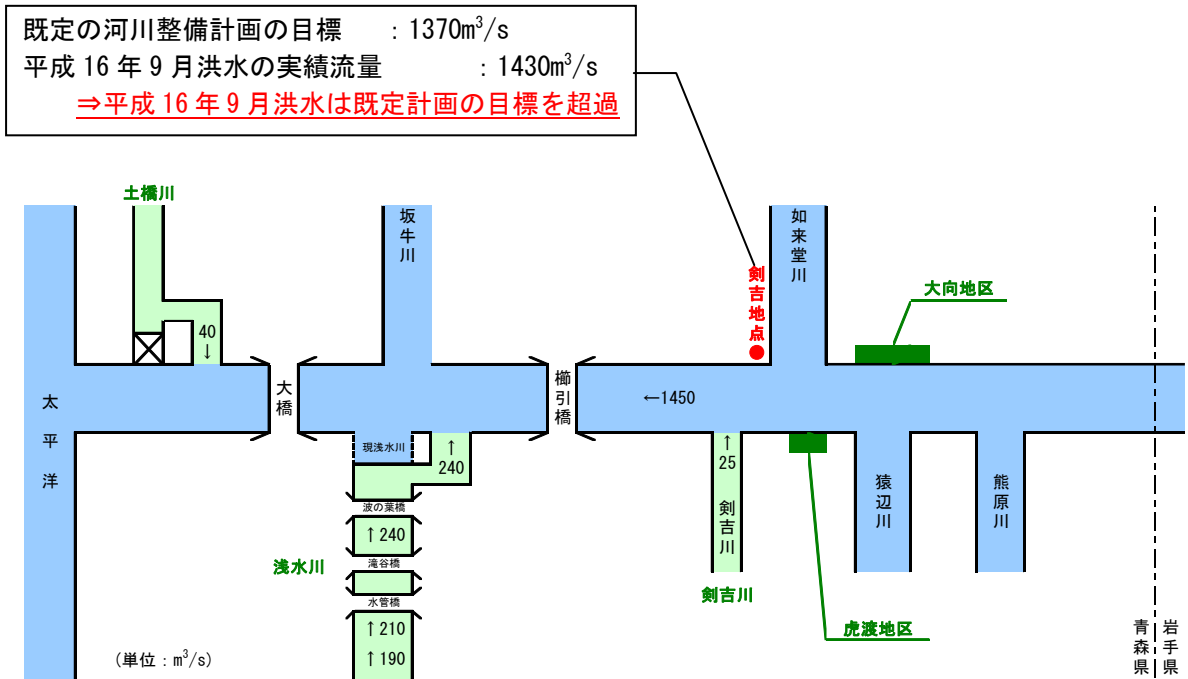
2. 3 治水の現状と課題

2. 3. 4 治水の現状

平成15年10月に策定した馬淵川水系(八戸圏)河川整備計画に基づき、虎渡地区や大向地区で概ね10年に1度の洪水に対する治水安全度が確保されましたが、平成16年9月、平成18年10月とそれを上回る規模の洪水が発生しています。

県管理区間においては、治水安全度の向上が図られつつあるものの、いまだ宅地の浸水被害が発生し、治水対策が十分な状況にあるとはいえません。

また、川沿いの農地は毎年のように浸水被害を被っている状況にあります。



2. 3. 5 治水の課題

これまでは、宅地に対して概ね10年に1度発生する洪水に対する治水安全度を目標として整備を進めてきましたが、近年の洪水に対して浸水被害を防御できていないため、より高い目標を目指した河川整備が必要です。特に、浸水被害を被った宅地に対しては早急な治水対策を実施する必要があります。

また、宅地に加え、地域住民の生活基盤となる農地についても浸水被害を軽減するための整備が必要となります。

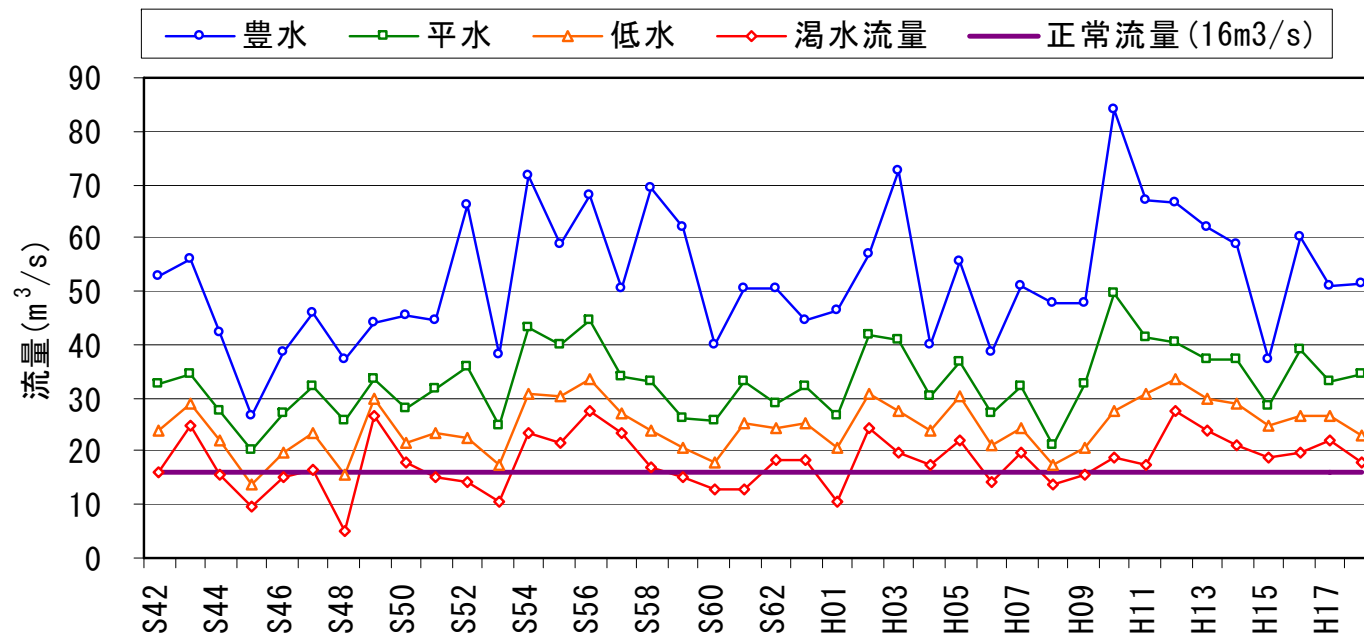
馬淵川中流部の整備に当たっては、下流部(直轄管理区間)との間に狭窄部を有する地形的な特徴があることから、中流部だけでなく、下流部(直轄管理区間)の河川整備の進捗や上下流の安全度のバランスに配慮しつつ、地域特性にあった効果的、段階的な整備が求められています。

2. 馬淵川の概要

2. 4 水利用の現状と課題

2. 4. 1 水利用の現状

馬淵川の剣吉地点における昭和42年から平成17年までの流量データによると平均渇水流量は $18.05\text{m}^3/\text{s}$ となっており、**3年に1回**の割合で渇水流量が正常流量(流水の正常な機能の維持のための必要な流量)を下回っています。



< 剣吉地点 流況の経年変化 >

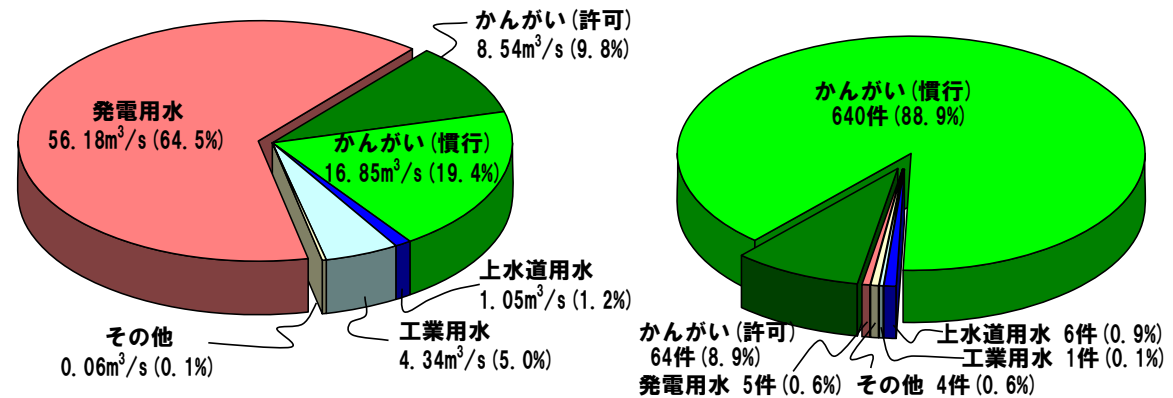
2. 馬淵川の概要

2. 4 水利用の現状と課題

No.11

2. 4. 1 水利用の現状

流域内の水利用としては、約4,800haに及ぶ耕地のかんがい、総最大出力約6,960kwの発電用水として利用されているほか、河口に位置する八戸市の経済・産業の発展に伴い、水道・工業用水などの都市用水としても利用されています。



<馬淵川水系における目的別取水量の割合(左), 目的別取水件数の割合(右)>

2. 4. 2 水利用の課題

昭和48年の渇水時には、農業用水が不足となり水田での亀裂が生じたほか、八戸市で1万戸が断水するなど大きな被害が発生しました。

近年においては深刻な渇水被害は発生していないものの、3年に1回の割合で渇水流量が正常流量を下回っている状況であり、水不足への影響が懸念されます。

馬淵川は、かんがい用水や発電用水、水道用水など様々な利用されていることから、河川流量の安定した確保が必要となります。



<S48. 7. 17 デーリー東北>

2. 馬淵川の概要

2. 5 河川環境の現状と課題

No.12

2. 5. 1 自然環境

青岩橋から櫛引橋までの馬淵川中流部は大半が原始河川状となっており、大きな蛇行も見られ、蛇行の水衝部には淵が形成され、瀬やトロ場なども処々に見られます。ここでは、アブラハヤやドジョウ等の純淡水魚に加え、アユやサケ、ウツセミカジカ(カジカ小卵型)をはじめとする回遊魚が生息し、アユとサケの産卵床も確認されています。

圏域内の貴重種としては、タコノアシなどの植物や、オシドリやセグロセキレイ、カワウ、オオタカ、ハヤブサ、ヤマセミなどの鳥類、青森県内では生息域が馬淵川水系中流域に限られているギバチやハナカジカ、ウツセミカジカ、スナヤツメ、タナゴ、メダカなどの魚類のほか、数多く確認されています。

圏域内の河川を生育・生息の場とする多様な動植物は、瀬や淵、水際の植生など、多様な河川形状と密接な関係にあることから、現在の河川環境を保全していくことが必要です。

また、河川環境に関連する条例として「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」が制定されており、これに基づいた『馬淵川流域保全計画』が平成20年3月に策定されています。今後は、当該計画に基づき、ふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態で維持されることを基本として、河川環境の保全に努める必要があります。



<馬淵川中流部の様子>



<ギバチ>

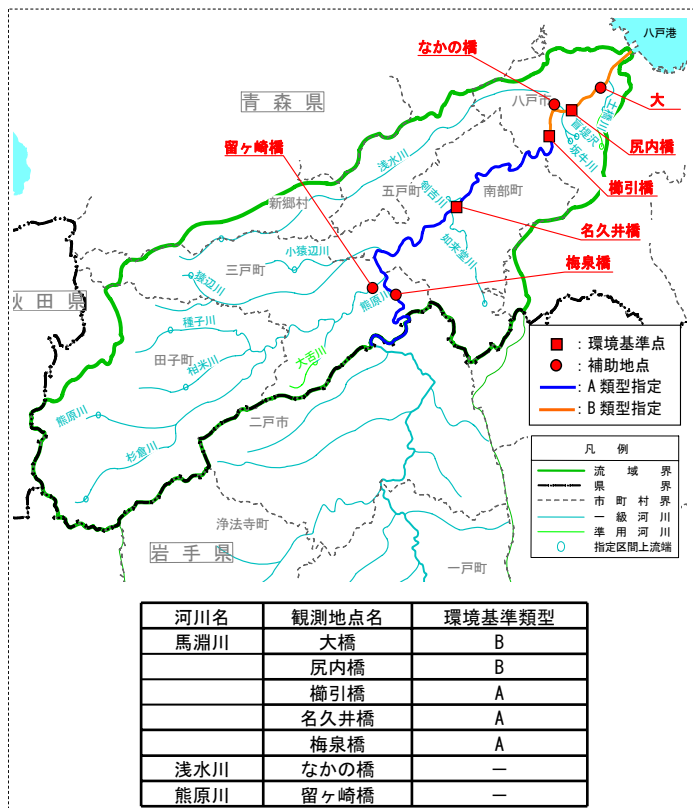
2. 馬淵川の概要

2. 5 河川環境の現状と課題

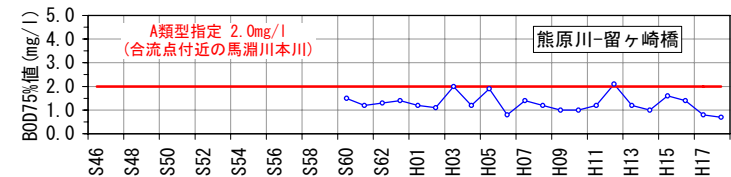
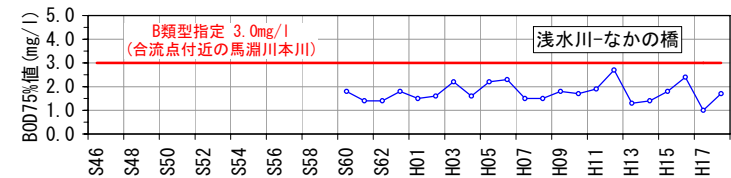
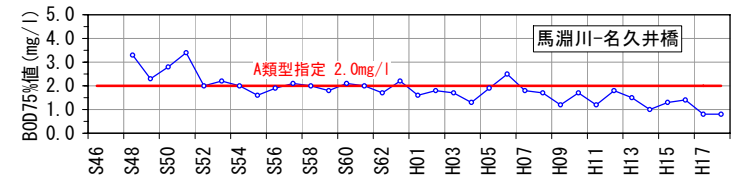
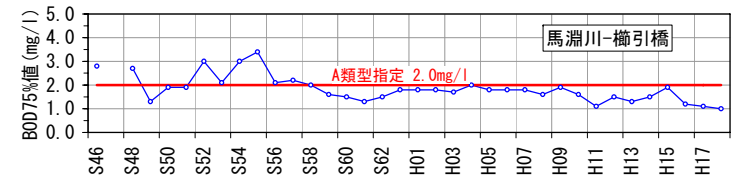
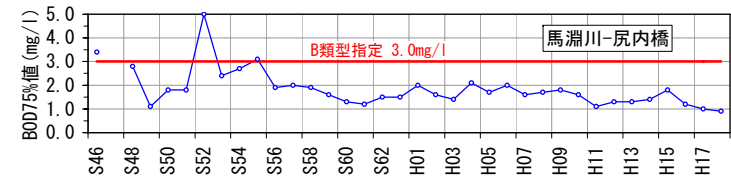
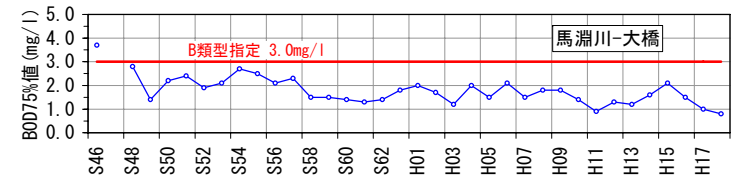
2. 5. 2 水質

圏域内の水質は、「生活環境の保全に関する環境基準」により櫛引橋を境に上流区間がA類型(BOD2mg/l以下)、下流区間がB類型(BOD3mg/l以下)に指定され、圏域内では、計7地点で公共用水域水質測定が実施されています。

各観測所の測定結果によると、近年では環境基準値を満たしており良好な状態にあることから、今後とも現状の水質を維持していく必要があります。



<馬淵川水系（青森県内） 水質類型指定状況>



<水質の経年変化>

2. 馬淵川の概要

2. 5 河川環境の現状と課題

No.14

2. 5. 3 景観

圏域内では名久井岳周辺が県立自然公園に指定され、馬淵川から望む名久井岳は雄大な景観を呈しています。また、田子山地のみろくの滝や馬淵川目時の穿入蛇行河川、白萩平の火山性高原や南西部の山地に多くみられるドコノ森・雷針森などの非火山性の孤峰が、それぞれ地域特有の自然景観を構成しています。

今後もこれらの豊かな景観を保全していく必要があります。

2. 5. 4 河川利用、地域との連携

沿川の河川空間利用としては、平成4年4月に供用を開始した「ふれあい公園」(福地橋付近)や昭和59年4月に供用を開始した「すみやの河川公園」等があり、地元自治体のイベント会場としても利用されています。

住民活動としては、南部町等の有志たちによる民間ボランティア「馬淵川を愛する会」が“馬淵川クリーン作戦”として毎年清掃活動を実施しているほか、“川下りを楽しむ会”を開催するなど、地域の交流活性化を目的とした河川利用も行われています。

また、「馬淵川さけ・ます増殖漁業協同組合」では、地元小学校児童を対象にサケの稚魚放流体験や採卵体験を実施し、環境学習の場としても利用されています。

この他にも圏域内では、民間団体・ボランティア等による数多くの河川利用があることから、今後も引き続き、住民の利活用の場の整備、維持・保全を図る必要があります。また、河川に関する情報を、地域住民、教育関係者、各種団体等と幅広く共有し、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進するとともに、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る必要があります。



<馬淵川から望む霊峰名久井岳>



<ふれあい公園内施設の利用状況>

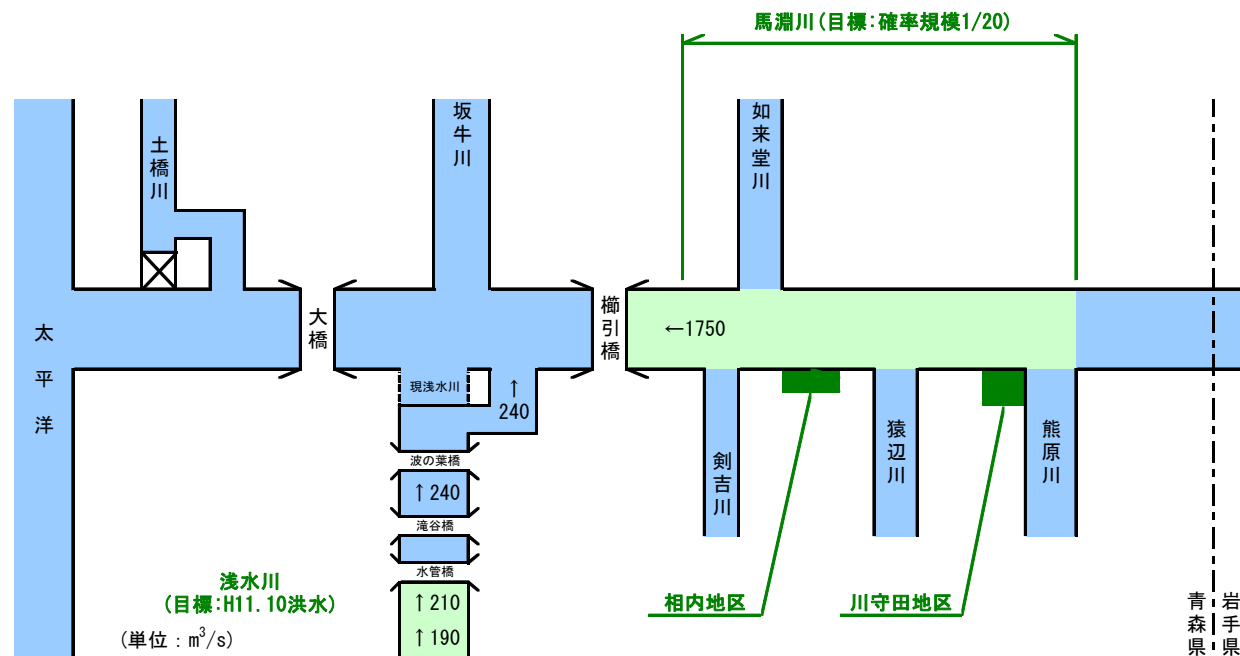
3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する目標

本計画は平成19年7月に策定された馬淵川水系河川整備基本方針に対する段階的な整備目標を定めるものであり、下流部と中流部の地形的特徴や過去の洪水氾濫状況及び整備状況を踏まえ、治水安全度のバランスに配慮し、以下の目標を設定します。

馬淵川：平成16年9月洪水及び平成18年10月洪水に対して、宅地の安全性を向上させるため、20年に1度発生する洪水に対して宅地の浸水被害を防止するとともに、概ね3年に1度発生する洪水に対して農地の浸水被害の軽減を図る

浅水川：平成2年10月洪水及び平成11年10月洪水と同規模の洪水を安全に流下させる



<整備計画目標流量配分図>

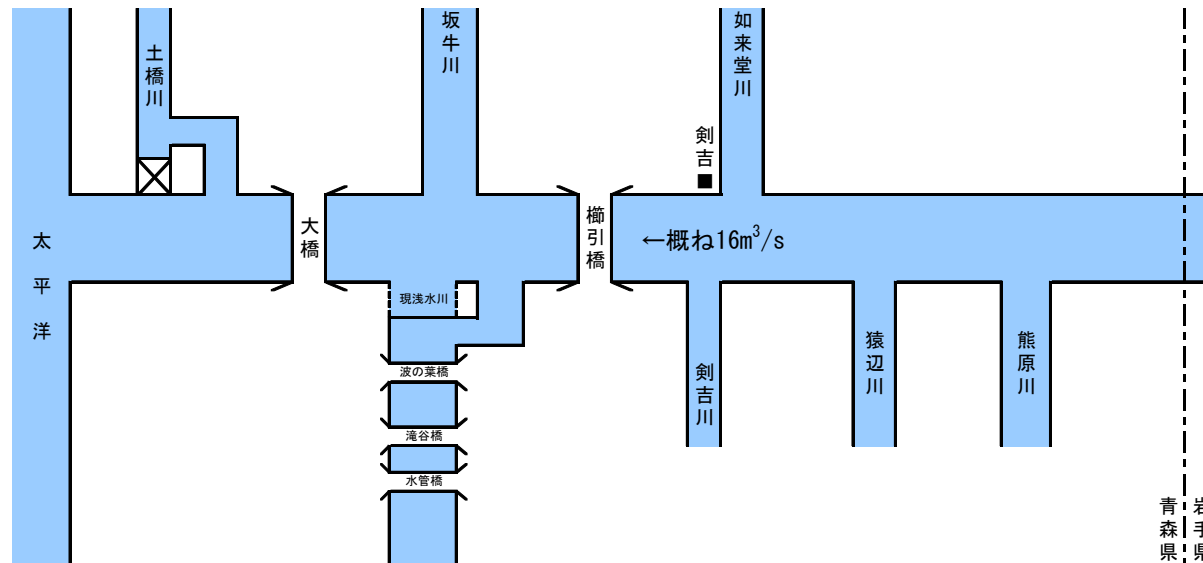
3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能維持に関する目標

河川水の利用に関しては、限りある水資源の有効利用を図るため、水利用の合理化を進め、より適正な水利用が図られるように努めます。

また、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなどの対策により、馬淵川水系河川整備基本方針にて定められた流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努めます。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量:概ね16m³/s(剣吉地点)



<流水の正常な機能を維持するために必要な流量>

3. 河川整備計画の目標に関する事項

No.17

3.3 河川環境の整備と保全に関する目標

3.3.1 動植物の生息・生育環境の保全

圏域内の河川を生息・生育の場とする多様な動植物は、瀬や淵、水際の植生など、多様な河川形状と密接な関係にあります。例えば、貴重種であるギバチの生息環境を維持するためには、良好な水質の維持に加え、馬淵川中流域によく見られる淵の保全や、稚魚・幼魚の生息場所となる抽水植物が茂る岸辺を保全することが重要となります。よって、河川の整備に際しては本来有している自然環境を尊重し、護岸整備は必要最小限にするなど、**多様な動植物の生息・生育環境の保全**に努めます。

3.3.2 水質の保全

馬淵川、浅水川、熊原川の計7地点で実施されている水質観測結果は、近年、いずれも環境基準値を満たしています。今後とも健全な水循環系を構築するという観点から、国、市町村等の関係機関や流域住民との連携を図り、流域全体での水質改善意識の啓発など、**水質の維持と改善を目指した取り組み**を進めます。

3.3.3 良好な景観の保全

源流、中流部の峡谷、河口部周辺の平野など、源流から河口部まで多様な姿を見せる馬淵川の**流れと調和した河川景観の保全**を図り、河川の持つ優れた景観資源としての価値を活かすよう努めます。

また、景観を損なうゴミの不法投棄を防止するなど**河岸景観の維持・形成**に努めるとともに、**河川工事による景観改変を極力小さくする**ように努めます。

3.3.4 人と河川との豊かなふれあいの場の確保

河川の持つ豊かな自然をより身近なものとし、積極的に河川と触れ合い、自然体験学習の場となるよう、**自然環境及び親水性に配慮した川づくり**に努めるとともに、**河川を安全に利用するための啓発活動**に努めます。

また、馬淵川や流域における歴史・風土・文化に関する様々な情報の収集・共有化に努め、次の世代へ伝えるよう多様な情報手段を通じて啓発活動を推進し、**川の文化育成**に努めます。

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の実施により設置される河川管理施設等の機能の概要

No.18

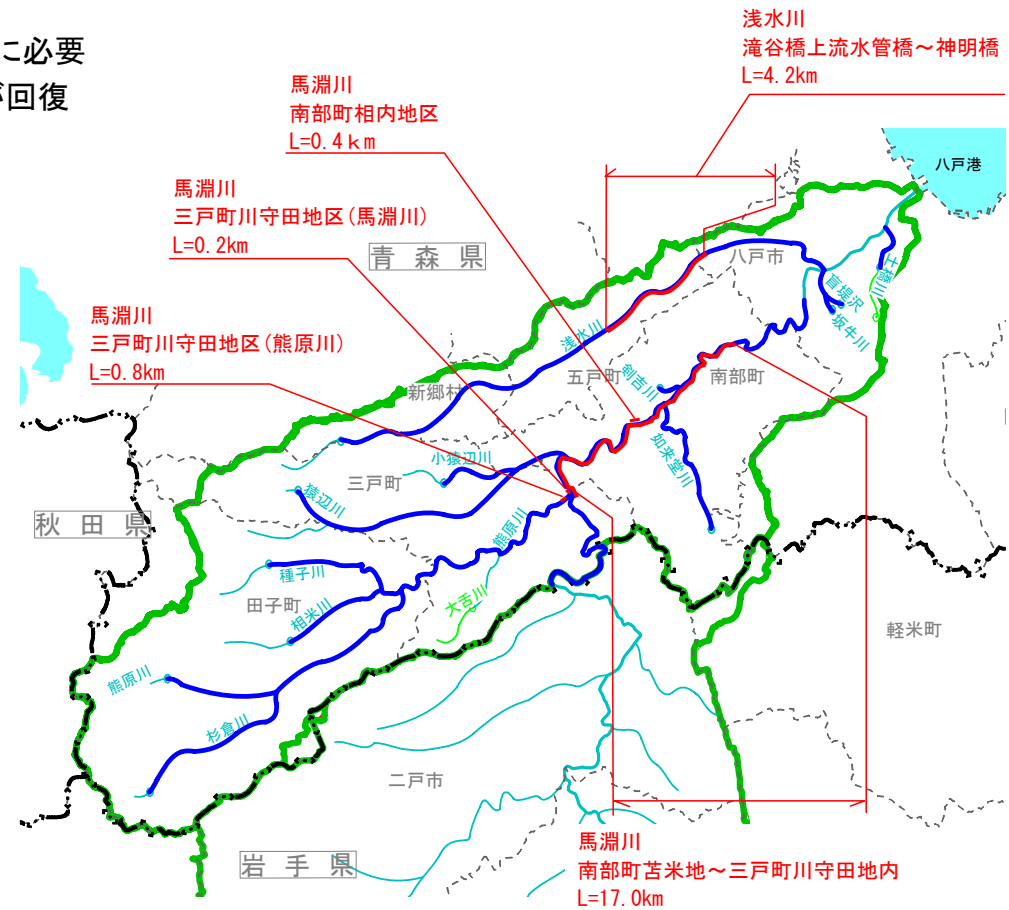
4. 1. 1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項

流下断面を拡大することで洪水時の水位を低下させ、浸水被害の防止、軽減を図ることを目的として、下記の場所において河道掘削・輪中堤整備等による河川改修を行います。

なお、護岸の設置については、河岸や堤防の欠壊を防ぐために必要な範囲にのみ設置することとし、構造についても、早期に植生が回復するなど自然に配慮したタイプの護岸を採用します。

<河川工事の施行場所>

河川名	施行場所 及び 施工区間	施行 延長	施行内容
馬淵川	南部町相内地区	0.4km	輪中堤整備
	三戸町川守田地区(馬淵川)	0.2km	輪中堤整備
	三戸町川守田地区(熊原川)	0.8km	輪中堤整備
	南部町苦米地 ～三戸町川守田地内	17.0km	河道掘削
浅水川	滝谷橋上流水管橋 ～神明橋	4.2km	河道拡幅



<整備箇所位置図>

※施工延長は今後の詳細設計を経て決定するものであり、変更する場合があります。

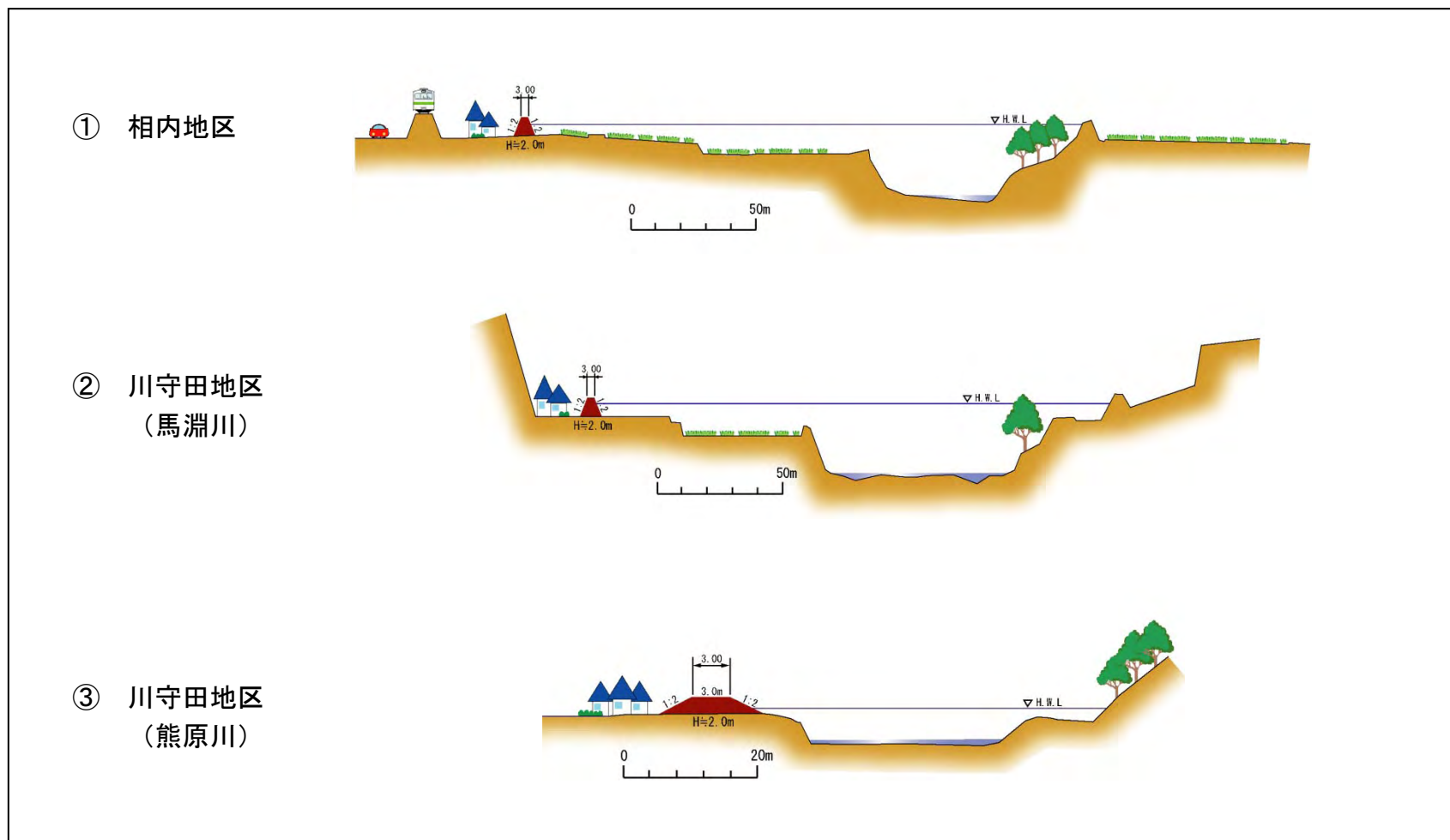
4. 河川整備の実施に関する事項

4. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の実施により設置される河川管理施設等の機能の概要

No.19

4. 1. 1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 輪中堤整備 平成16年9月洪水及び平成18年10月洪水で宅地の浸水被害が発生した地区において、輪中堤整備を実施します。



<整備イメージ (横断面図)>

4. 河川整備の実施に関する事項

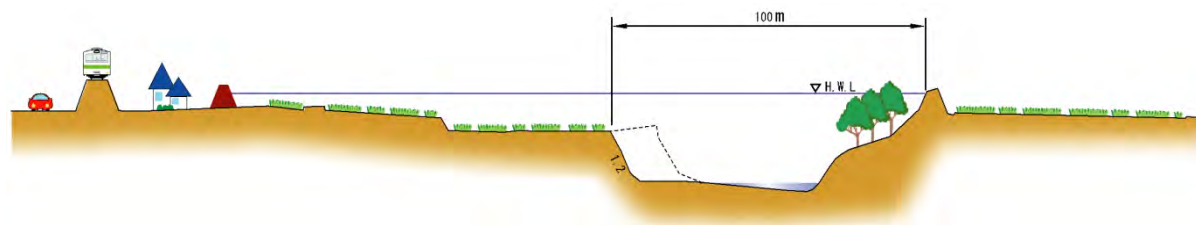
4. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の実施により設置される河川管理施設等の機能の概要

No.20

4. 1. 1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項

(2) 馬淵川 河道掘削

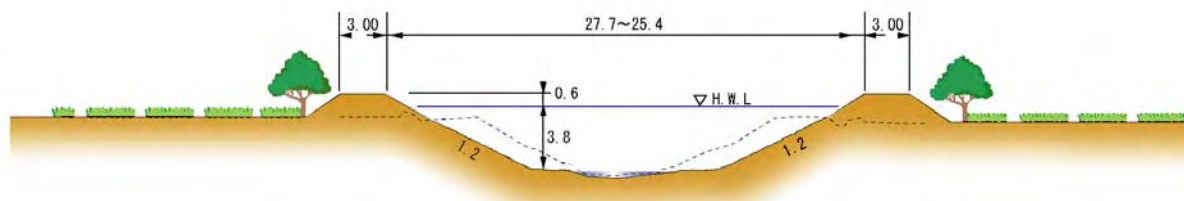
20年に1度発生する洪水に対して宅地の浸水被害を防止するとともに、概ね3年に1度発生する洪水に対して農地の浸水被害の軽減を図るため、河道掘削を実施します。河道掘削の実施にあたっては、自然環境及び親水性に配慮した横断形状とします。



<整備イメージ（横断図）>

(3) 浅水川 河道拡幅

浅水川については、平成2年10月洪水及び平成11年10月洪水と同規模の洪水を安全に流下させるものとし、現況河道の拡幅を行い周辺の自然環境及び親水性に配慮した横断形状とします。



<整備イメージ（横断図）>

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の実施により設置される河川管理施設等の機能の概要

No.21

4. 1. 2 馬淵川の総合的な治水対策の推進

宅地の浸水被害や農地の大規模な浸水被害が発生した平成18年10月洪水を契機として、沿川市町・県・国の関係機関が連携し、総合的な治水対策について検討する「馬淵川の総合的な治水対策協議会」が平成18年11月に設置されました。

この協議会において策定された緊急的な治水対策(ハード・ソフト)を関係機関と連携の上、着実に実施します。



<馬淵川中流部の農地浸水状況>

4. 1. 3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(1) 水利用の合理化

近年、渇水被害は発生していないものの、今後も水不足の発生が懸念されることから、水不足発生時の対応として、水利用者と連携した取水調整などにより水利用の合理化を図ります。

(2) 正常流量の確保に向けた対応

馬淵川の流水の正常な機能を維持するための流量(正常流量)は、剣吉地点において通年概ね $16\text{m}^3/\text{s}$ としています。しかし、本整備計画では新規水源開発を行わないことから、正常流量の確保が困難となった渇水時には、関係機関等との連携を図りながら流水の適正な管理に努めます。

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに
当該河川工事の実施により設置される河川管理施設等の機能の概要

No.22

4. 1. 4 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 良好な河川環境の保全、創造

青森県では「**青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例**」を制定しています。この条例に基づき、ふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態で維持されることを基本として、保全地域の指定等を含んだ「**馬淵川流域保全計画**」が平成20年3月に策定されました。

当該計画に基づき、下記に示す**各種施策を推進**します。

<主な施策>

○パートナーシップによる連携体制の構築

保全施策の推進に当たっては、流域の視点から地域住民、事業者、民間団体、関係市町村、国及び県が協力して一体的に進めることが必要であることから、馬淵川流域における連携体制の構築を図ります。

○定期的な観察・巡視・調査と適切な管理

保全地域を中心に馬淵川流域の良好な環境を保全するために、定期的な森・川・海の観察・巡視・調査を行い、適切な管理を行います。

○人との積極的な関わり合いの場の活用

関係機関と連携し、環境学習の場等として活用を推進し、森・川・海の保全への理解を育みます。さらに、地元と関係機関の連携による各区域での体験学習等の取り組みを推進し、森・川・海の一体的な保全への理解を深めます。

○特定行為に対する適切な対処

特定行為の届出については、内容を的確に把握し、適切な指導・勧告を通じて保全上の適切な方向への誘導を図ります。

○あるべき姿に向けた適切な創造の推進

創造施策においては、馬淵川流域の過去を考察し、多様な生物が生息・生育する森と川と海の環境を持続可能な状態で次の世代に引き継げるよう取り組みます。

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の実施により設置される河川管理施設等の機能の概要

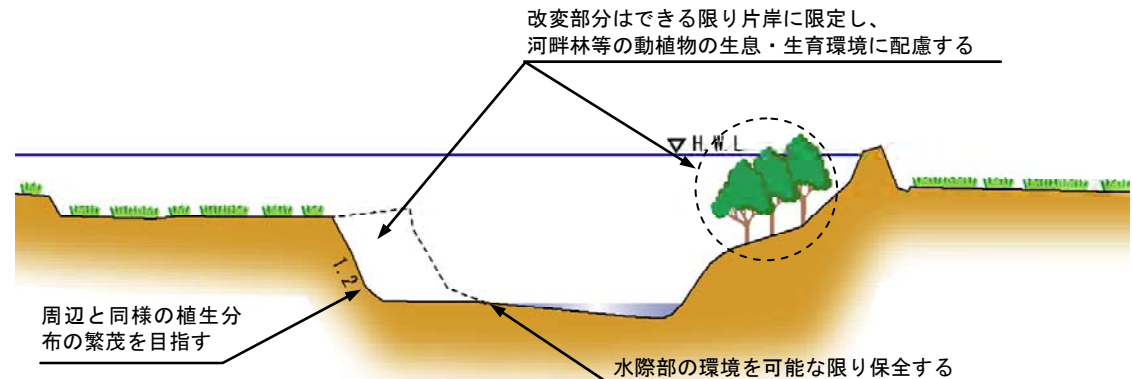
No.23

4. 1. 4 河川環境の整備と保全に関する事項

(2) 自然環境に配慮した事業の実施

河川工事の実施に際しては、**動植物の生息・生育環境に可能な限り配慮**するものとし、河道内の植生が回復しやすいよう**可能な限り土羽の断面とする**他、魚類などの産卵場所となる水草が生息できるよう、**自然の底質を維持**します。

なお、工事にあたっては、動植物の生息・生育環境を踏まえ、自然環境への影響が軽減されるよう、その**施工時期・施工範囲に配慮**します。



<自然環境への配慮 イメージ図>

(3) 水質の維持

圏域内の水質は、近年、環境基準値を満たしていますが、今後も、現在の良好な水質を保全するため、流域における下水道整備を含む生活排水対策等の関連事業や国、市町村等との連携・調整、住民との連携・協働により、水質改善の啓発を行い、**水質負荷対策等の推進**に努めます。

(4) 景観

霊峰名久井岳などと調和した景観の保全や河畔林が存在する水辺空間を保全するため、河川工事による**景観の改変を極力少なく**するよう努めます。

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

No.24

4. 2. 1 河川の維持の基本となるべき事項

馬淵川の維持管理については、河川特性等を考慮し洪水等による災害の防止・軽減、河川の流下能力の維持に努め、多自然川づくりの趣旨に沿って動植物の生息・生育環境への影響を考慮し、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全と維持のため、**河川の利用者及び関係機関との連携を図りつつ住民の自発的参加のもとに適切な維持管理を行うもの**とします。

維持管理を適切に行うためには、河川の状態を適切に把握することが必要となります。このため、平時及び洪水時、洪水後の河川巡視・点検をはじめ、雨量や水位の観測等を継続的・定期的を実施して状況の把握に努めます。

4. 2. 2 河川の維持の目的、種類

(1) 河道の維持

河川の流下能力の維持のため、**阻害となる堆積土砂や草木については、その堆積状況や繁茂状況の把握に努め、必要に応じて適宜これらの除去及び伐開を行うものとし、実施に際しては自然環境に配慮し生物が生息・生育しやすい水辺空間の確保を考慮します。**

(2) 河川管理施設の維持管理

堤防、護岸、親水施設及び排水樋管等の河川管理施設についての機能維持のため、**平時にあっては定期的な河川巡視により、洪水や地震などの有事の際には、速やかに点検を実施することにより、これらの施設について異常の有無を確認し、必要に応じて適宜対策を講じます。**

(3) 河川環境管理の推進

河川環境に関する維持管理については、不法投棄等の防止のため、定期的に**河川パトロールを実施**するとともに、河川愛護団体や地域住民との情報交換等の**相互協力により良好な水環境の保全**に努めます。

また、外来生物法の対象となる外来種については、必要に応じて関係機関等と連携を図り対応します。



洪水痕跡調査の状況 (H18. 10洪水)

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4. 2. 3 危機管理体制の整備・強化

(1) 洪水時の対応

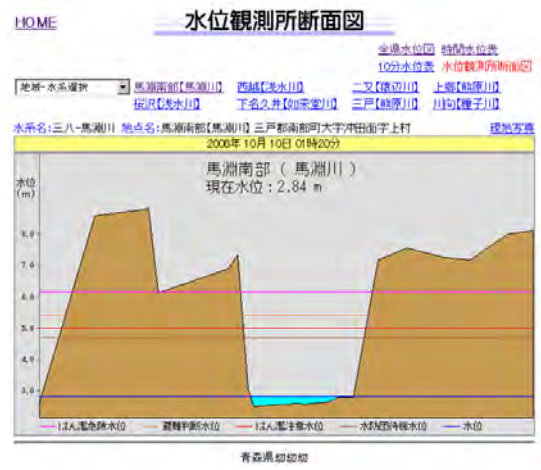
馬淵川水系八戸圏域内の「洪水予報河川」では、洪水予測システムにより出水の状況を予測し、青森地方气象台と共同で**洪水予報の迅速な発令**を行い、また「水位周知河川」において、水位が避難の一つの目安である「避難判断水位」に達した場合は、地域住民にその周知を行うこととします。

洪水時・災害時は、迅速な避難行動を支援するため、河川情報(降雨量・水位等)や防災情報(浸水状況・避難情報等)の収集を行い、**速やかに関係機関及び地元住民に向けてインターネットや携帯電話による情報提供**を行います。

また、洪水の状況をリアルタイムで把握するためにCCTVカメラを設置するなど、**危機管理体制の強化**を図ります。

＜馬淵川水系（八戸圏域）における指定状況＞

洪水予報河川	水位周知河川
馬淵川（梅泉橋上流端～櫛引橋下流端）	浅水川（大谷地川の合流点 ～馬淵川への合流点） 熊原川（泉沢の合流点 ～馬淵川への合流点） 種子川（作田川の合流点 ～上北郡東北町大字上野字北谷地）



＜インターネットによる洪水情報の提供＞ <携帯電話による洪水情報の提供＞

(2) 水質事故の対応

水質事故が発生した際には「馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会」を構成する市町村や**関係機関と連携の上、早期かつ適正な対応**に努めます。

(3) 渇水時の対応

河川流量が減少し、渇水対策が必要となった場合は、河川の水量・水質に関する情報を迅速に提供するとともに、関係機関との情報交換を行うなどし、**関係機関と連携して渇水被害の軽減**に努めます。

4. 河川整備の実施に関する事項

4. 2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

No.26

4. 2. 3 危機管理体制の整備・強化

(4) 平常時の危機管理体制

有事に備え“馬淵川の総合的な治水対策”に基づいて、馬淵川洪水危機管理演習を関係機関と連携しながら実施し、**防災担当者の危機管理能力の向上**を図ります。

また、突発的な水質事故に速やかに対応するため、連絡体制と情報提供を一層強化し、**水質事故防止対策の充実**を図るとともに、**地域住民の意識啓発**に取り組みます。



<馬淵川洪水危機管理演習の実施>

[出典：青森河川国道事務所]

【馬淵川洪水危機管理演習】

洪水時における迅速・確実な情報の収集・分析・判断、防災担当者の危機管理能力の向上を目的として、馬淵川での洪水を想定した「洪水危機管理演習（ロールプレイング方式）」を平成19年7月に実施。

青森河川国道事務所、青森県、八戸市、南部町、三戸町など総勢約130名が参加。

4. 3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

4. 3. 1 長期的な目標の達成にむけた調査・検討

馬淵川河川整備基本方針の達成に向け、治水・利水・環境に関する必要な施設対策及びソフト対策に関する調査・検討を継続します。

なお、**狭窄部を含む中流部の抜本的な整備**については、**下流部の整備の進捗状況を考慮した上で、国・県・市町が連携して対応策を検討**するものとします。

5. 住民参加と地域との連携による川づくり

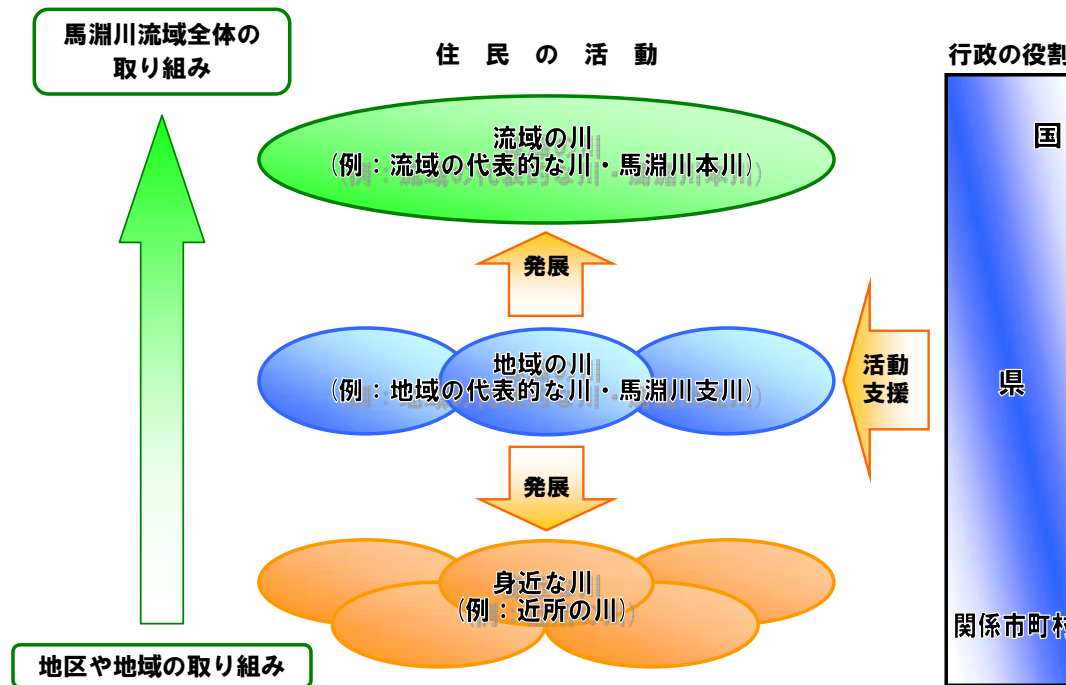
5. 1 地域との連携による川づくりの考え方

5. 1. 1 馬淵川における住民参加と地域連携の考え方

馬淵川における住民参加と地域連携を図るためには、地域住民にとってより親しみやすい身近な川からの取り組みが重要であると考えます。地域住民が川づくりに参加しやすい身近な川での活動を基盤とし、それぞれが連携・協働しながら身近な川から地域の川そして馬淵川全体へと活動が広がることを目指していきます。

住民参加にあたっては地域住民が日頃関心を持っている自然環境や水質・レジャー等身近で日常生活に関連したことから取り組んでいくことが必要です。このような取り組みを通じて河川に対する関心と意識を高めていくことで、洪水被害の防止や渇水対応等非日常的な事態に対応する住民活動の発展を目指していきます。

また、継続的かつ活発な地域住民の活動をサポートするため、国や関係市町村・関係機関等と連携し、施設の維持管理や各種情報の提供等を図っていきます。



<住民参加と地域連携概念図>

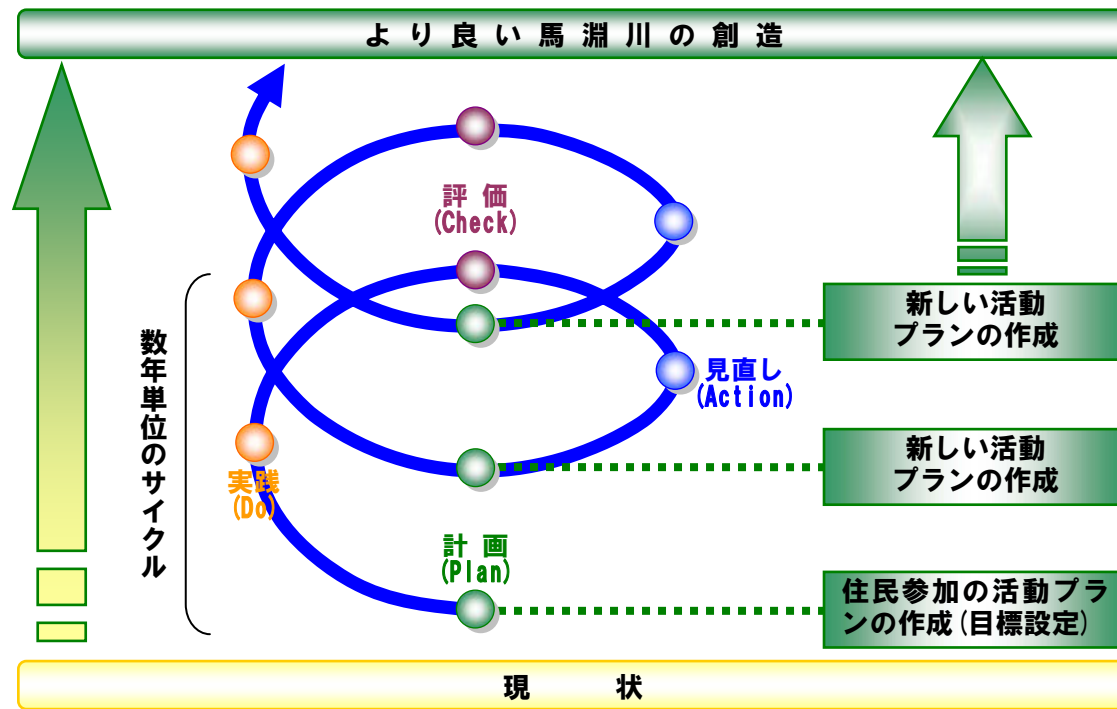
5. 住民参加と地域との連携による川づくり

5.1 地域との連携による川づくりの考え方

5.1.2 住民参加と地域連携の進め方

住民参加と地域連携を進めるために、計画(活動の目標設定)、実践、評価(モニタリング)、見直し(フォローアップ)を一連のサイクルとした活動プランを地域と連携して作成します。また、地域活動や行政活動の報告会等を実施し地域住民間や行政と地域間の情報交換を図る取り組みを行います。

地域住民の持続的な活動を支援する体制として、国・県・市町村の行政間が連携し、活動の場や現状や評価等の必要な情報等の提供、広報等の活動支援を行います。



<住民参加と地域連携の進め方概念図>

5. 住民参加と地域との連携による川づくり

5.2 地域の参加と協働を実施する内容

5.2.1 防災対策に関する内容

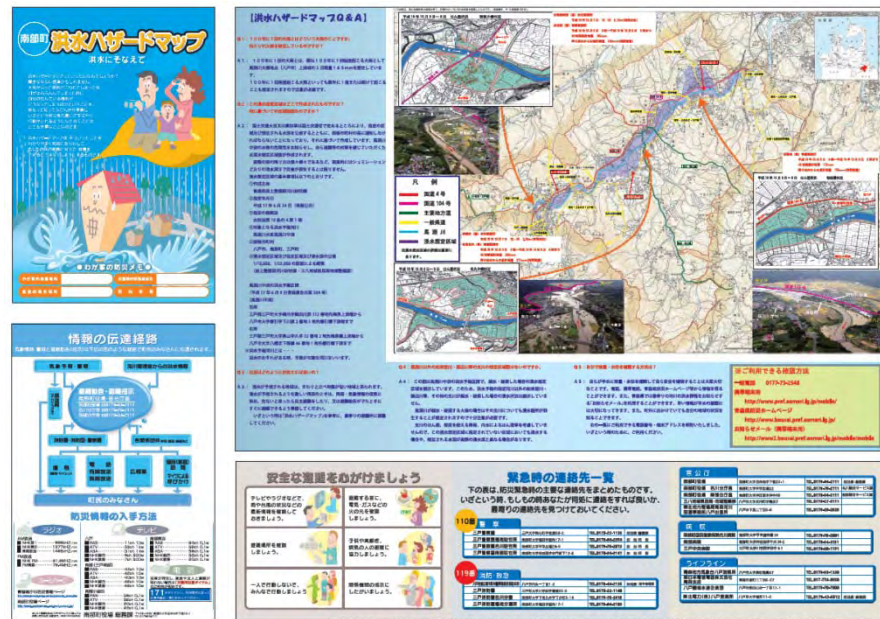
河川の整備が途中段階で施設能力を上回る洪水に対しては、河川管理者だけの対応では不十分であり、関係市町村や水防団さらには地域住民と一体となった対応が必要です。馬淵川の県管理区間では、これまでの整備目標を上回る洪水が平成16年、平成18年と頻発している状況にあります。

このような状況の下、災害被害を防止・軽減するためには、河川の整備を進めるだけでなく、**地域住民一人一人の防災意識の向上を図り、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難を行う必要があります。**

(1) 防災意識の向上と地域と一体となった防災体制の整備

馬淵川流域における洪水被害をできるだけ軽減するため、関係市町村や地域住民と一体となった危機管理訓練の実施、インターネットや携帯電話等を活用した**防災情報の提供や通報等について関係市町村と地域住民が一体となった防災体制の整備**を図ります。

また、安全な住民避難や防災意識の向上を図るための洪水ハザードマップの基礎資料となる「**浸水想定区域図**」の作成を推進します。



(2) 水防団等と連携した情報共有

＜南部町洪水ハザードマップ＞

洪水の際に特に注意を要する箇所である**重要水防箇所**について**共通認識**を図るため、国、水防管理団体（馬淵川沿川市町村の水防担当課及び水防団）等の**関係機関と合同により巡視**を実施します。

5. 住民参加と地域との連携による川づくり

5. 2 地域の参加と協働を実施する内容

No.30

5. 2. 2 環境に関する内容

(1) 動植物の生息環境の保全

動植物の生息環境等の保全・再生を積極的に推進するため、馬淵川に生息する多種多様な生物についての理解を深めてもらうための活動を行います。サケの稚魚放流や白鳥の観察会など、**地域住民やボランティア団体等と協力しながら進める仕組み**をつくり、住民参加による生息環境保全の推進を図ります。



漁協の主催による稚魚の放流イベント

(2) 河川美化

馬淵川が地域住民の共通財産であるという認識のもとに、河川について理解と関心を高め、良好な河川環境の保全・再生を積極的に推進し、河川愛護について広く地域住民に周知を図る必要があります。

このため、河川愛護活動を行っている**地域住民やボランティア団体等を支援する取り組み**を引き続き実施し、住民参加による河川清掃や河川愛護活動の推進を図ります。



南部ふるさとの川連携協議会主催
“ふれあいクリーン作戦”の様子

(3) 河川利用

すでに整備されている河川公園等の施設については、スポーツ・レクリエーション・環境学習等の利用を促進するため、**関係市町村や利用者・地域住民と協働した利活用や維持管理等**を行うとともに、今後、**新たな施設の整備にあたっては計画や整備、活用、管理**といった各段階から**関係市町村や地域住民と連携した取り組み**を行います。

5. 2. 3 維持管理に関する内容

河川管理者は川を適切に維持するため、河川巡視や点検を行っていますが、県が管理する河川延長は長く、普段から川を利用している地域住民からの情報提供が不可欠です。今後ともゴミなどの不法投棄、河川の流水や施設に関する異常などについて、**普段から川を利用している地域住民との情報共有**を図り、**地域住民と連携した維持管理**に努めます。

5. 住民参加と地域との連携による川づくり

5. 3 地域との連携と参加を促進する取り組み

No.31

5. 3. 1 広報活動の推進

河川と生活の結びつきが希薄になった現在、まず川のことを知ってもらうことから始め、地域の川に対する関心を高めしていく必要があります。そのためには情報発信とともに広報活動の充実を図っていく必要があります、インターネットやパンフレット等を通して各種情報を提供するとともに、地域住民から河川に関する情報を提供していただく、**情報の双方向化を促進**します。

5. 3. 2 学習・教育の場の提供

馬淵川における住民参加や地域連携を深めるため、自然体験や水質調査など**学校教育と連携した環境学習などの取り組み**を行います。

特に、馬淵川をフィールドとした環境学習は、馬淵川の流れて生み出した良好な河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためにも重要です。

また、河川における安全で楽しい活動を普及させるためには、川の危険性を正しく理解し伝えられるスキルを身につけた指導者が必要であることから、**指導者を育成するための取り組み**を進めるほか、学校関係者、市町村との連携を積極的に進めます。



南部ふるさとの川連携協議会主催
新郷村立西越小によるふるさとの川みず調査（浅水川）